

平成 21 年 3 月 26 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
野村不動産オフィスファンド投資法人
代表者名 執行役員 佐藤 光陽
(コード番号: 8959)
資産運用会社名
野村不動産投信株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上 辰夫
問合せ先 取締役オフィス運用本部長 緒方 敦
TEL. 03-3365-0507

フォワード・コミットメント等に関する事項のお知らせ

先般、金融庁において、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（平成 21 年 1 月 30 日（金）公表）が行われ、不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目に、投資法人によるフォワード・コミットメント等（注）に関する事項が新たに加えられました。

これを受け、本投資法人における、当該監督指針に記載されたフォワード・コミットメント等が本日現在において存在する物件について、下記のとおりお知らせいたします。

（注）フォワード・コミットメント等とは、先日付での売買契約であって、契約締結から 1 ヶ月以上経過した後に決済・物件引渡しを行うこととしているものその他これに類する契約をいいます。

記

本投資法人において当該監督指針に記載されたフォワード・コミットメント等が本日現在において存在する物件は、「（仮称）NOF名古屋伏見ビル」のみです。

- (1) 物件名称 : (仮称) NOF名古屋伏見ビル
- (2) 取得価格 : 4,050 百万円
- (3) 契約締結日 : 平成 20 年 7 月 4 日（不動産売買契約の締結）
- (4) 取得予定日 : 平成 21 年 10 月 30 日（不動産の引渡し）
- (5) 取得についての開示日 : 平成 20 年 7 月 4 日
- (6) フォワード・コミットメント等の
設定事由 : 投資法人による竣工後の物件取得のため
- (7) 解約条項の内容等 : 不動産売買契約（以下、「本契約」といいます。）における規定は以下のとおりです。

- ① 売主又は買主に本契約の条項につき重大な違反があったとき（以下、かかる当事者を「違約当事者」という。）は、相手方当事者は、違約当事者に対し、期間を定めて債務の履行を催告し、違約当事者が当該期間内にかかる違反を是正しない場合には、本契約を解除することができる。

- ② 本契約が解除された場合には、相手方当事者は、違約当事者に対して違約金として売買代金の 20 パーセント相当額を請求できるものとする。
- ③ 前②項の規定は、売買代金の 20 パーセント相当額を超える損害が発生した場合における当該 20 パーセントを超える金額の賠償の請求を妨げないものとする。

なお、「NOF天神南ビル」につきましては、平成 21 年 3 月 27 日付で取得を予定しております。詳しくは、平成 21 年 3 月 26 日付「資産の取得日及び取得価格の決定に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上

＊ 本資料の配布先 ： 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会